

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2024年5月9日現在

1. 商品名	外国送金（被仕向送金）												
2. サービス内容	<p>海外からのご送金や日本国内での外貨建て送金をご指定の口座でお受け取りいただけます。原則として、送金到着の都度、お届けの電話番号へ外国送金到着のご案内をいたします。</p> <p>当行口座をお受取口座に指定する際は一般的に以下の事項を送金人にご連絡いただく必要があります。</p> <table border="1"><tr><td>①SWIFT (BIC) CODE</td><td>KAGOJPJT</td></tr><tr><td>②銀行名</td><td>THE KAGOSHIMA BANK, LTD</td></tr><tr><td>③支店名</td><td>本店：HEAD OFFICE、支店：〇〇〇 BRANCH、出張所：〇〇〇 SUB-BRANCH</td></tr><tr><td>④受取人口座番号</td><td>円預金口座：〇〇〇(店番3桁)－〇〇〇〇〇〇〇〇（口座番号最大7桁） 外貨普通預金口座：〇〇〇(店番3桁)－〇〇〇〇〇〇（口座番号5桁）</td></tr><tr><td>⑤受取人口座名義（例）</td><td>KAGIN TARO（鹿銀 太朗）</td></tr><tr><td>⑥受取人ご住所（例）</td><td>6-6 KINSEI-CHO KAGOSHIMA-CITY JAPAN（鹿児島市金生町6-6）</td></tr></table>	①SWIFT (BIC) CODE	KAGOJPJT	②銀行名	THE KAGOSHIMA BANK, LTD	③支店名	本店：HEAD OFFICE、支店：〇〇〇 BRANCH、出張所：〇〇〇 SUB-BRANCH	④受取人口座番号	円預金口座：〇〇〇(店番3桁)－〇〇〇〇〇〇〇〇（口座番号最大7桁） 外貨普通預金口座：〇〇〇(店番3桁)－〇〇〇〇〇〇（口座番号5桁）	⑤受取人口座名義（例）	KAGIN TARO（鹿銀 太朗）	⑥受取人ご住所（例）	6-6 KINSEI-CHO KAGOSHIMA-CITY JAPAN（鹿児島市金生町6-6）
①SWIFT (BIC) CODE	KAGOJPJT												
②銀行名	THE KAGOSHIMA BANK, LTD												
③支店名	本店：HEAD OFFICE、支店：〇〇〇 BRANCH、出張所：〇〇〇 SUB-BRANCH												
④受取人口座番号	円預金口座：〇〇〇(店番3桁)－〇〇〇〇〇〇〇〇（口座番号最大7桁） 外貨普通預金口座：〇〇〇(店番3桁)－〇〇〇〇〇〇（口座番号5桁）												
⑤受取人口座名義（例）	KAGIN TARO（鹿銀 太朗）												
⑥受取人ご住所（例）	6-6 KINSEI-CHO KAGOSHIMA-CITY JAPAN（鹿児島市金生町6-6）												
3. 取扱時間	<p>お取り扱いの時間についての目安は、以下のとおりです。</p> <p>円建：午前9時から午後3時まで、米ドル：午前10時から午後3時まで、 米ドル以外の外貨建：午前11時から午後3時まで</p>												
4. 適用相場	<p>外貨建被仕向送金を円預金へご入金する場合、原則、入金時のTTBレートを適用します。TTBレートには手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭）が含まれています。</p> <p>※お取引金額が10万米ドル相当額以上の場合、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。</p> <p>※外国為替市場の動向により、公示相場の停止や再公示を行う場合があります。</p>												
5. 手数料（非課税）	<p>①被仕向送金手数料 1,000円</p> <p>②リフティングチャージ</p> <p>通貨の交換を伴わない円建送金のお受け取りや外貨建送金を外貨預金口座でお受け取りする場合、別途送金金額の1/20%、最低1,500円が必要となります。</p>												
6. その他留意事項	<p>①外為法などに基づき、本人確認を実施しております。本人確認書類など確認方法について、詳しくはお取り引きをご希望される窓口へお問い合わせください。</p> <p>②外為法などに基づき、お取引内容などについて確認しております。確認書類のご提出がいただけない場合や法令に抵触する可能性があるお取引引きの場合など、受け付けをお断りすることがございます。また、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。</p> <p>※お電話などにてご連絡がつかない場合、入金手続きができませんので、お届け住所やご連絡先に変更がある場合は届出事項の変更手続きをお願いします。</p> <p>③マイナンバー制度にもとづき、外国へご送金をされる場合には、法人番号・個人番号（マイナンバー）の告知をお願いしております。法人番号・個人番号（マイナンバー）に関する確認書類のご提示をお願いする場合がございます。</p> <p>④送金金額が3,000万円相当額を超える場合、お取引内容により「支払又は支払の受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。</p> <p>⑤受取口座に関する情報（支店名・口座番号・受取人名など）が不明確な送金が到着した場合、送金銀行へ照会し、その回答受領後に、外国送金到着のご案内をさせていただきます。</p> <p>⑥到着した送金は法令に基づいた確認後、速やかに入金手続きをいたしますので、正当な理由なく口座入金手続きを留保することはできません。</p>												